

4. 法制度（2章）

■ 概要

- － 東日本大震災の被災地の復旧・復興や、被災者の生活再建等のため、法律上の対応が必要になった。
- － 約50本の立法措置がなされ、緊急の措置が求められたことや当時の国会情勢等もあり、うち閣法約30本、議員立法約20本。
- － 第177回国会（H23常会）で約30本、178国会で約10本が成立。

■ 分野と主な立法措置

① 復興の基本的な枠組みに係る法律

復興基本法、復興特区法、福島復興再生特別措置法等、復興の基本的な枠組みに係る法律を制定。

② 復旧・復興事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置

復旧事業等を県や国が代行する法律、津波被害を踏まえた新たな防災まちづくりの法的枠組みに係る法律等を制定。

③ 震災被害に係る臨時特例等に関する立法措置

公共施設の復旧から社会保険関係にわたり、補助率の嵩上げや被災者への特別な助成等に係る法律等を制定。

④ 原子力災害関係の立法措置

原子力賠償の担保・迅速化、除染や除去土壌等の処分に係る新たな枠組み、広域避難した住民への行政サービス提供に係る法律等を制定。



平成23年3月11日発災時の国会の様子
(参議院決算委員会)

⑤ その他立法措置

復興のための財源確保等に関する法律等を制定。

■ 主な評価・教訓

- － 東日本大震災のみに適用された立法措置の中には、その後、将来、大規模災害が発生した場合にも必要なものと評価され、次のように、恒久的な一般法に取り入れられたものがある。
 - ・ 復興特区法で設けられた復興整備計画に関する特例措置等について、大規模災害復興法として一般制度化。
 - ・ 復旧事業や災害廃棄物処理の国や県による代行について、大規模災害復興法、個別の公物管理法や災害対策基本法において一般制度化。
 - ・ 災害時の相続放棄等の熟慮期間の延長について、特定非常災害法のメニューに追加。
 - ・ 大規模災害発生時の被災者の資力を問わない無料法律相談について、総合法律支援法において一般制度化。
 - ・ 環境基本法体系の中に放射線物質による環境汚染の防止のための措置を位置付け。
- － 東日本大震災を契機に、東日本大震災を始めとする災害全般に適用されるものとして、次のような新法の制定や法律改正が行われた。
 - ・ 津波に備えた新たな防災まちづくりの考え方や法的枠組みとして、津波防災地域づくり法を制定。
 - ・ 被災者に支給される被災者生活再建支援金等について、その制度趣旨に鑑み、差押え等を禁止。
 - ・ 原子力事故への備えとして、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を制定。